

河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業

設計及び建設工事請負契約書（案）

令和8年（2026年）2月

令和8年（2026年）4月（変更版）

鹿児島市水道局

設計及び建設工事請負契約書

印 紙

1 件 名 河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業

2 履 行 場 所 鹿児島市犬迫町 1326 番 1 ほか

3 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 契 約 金 額 ¥
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（10%）

¥
契約金額の内訳
設計費 ¥
工事費 ¥

5 契 約 保 証 金 ¥

6 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり本件設計又は本件工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画書の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の実施前に発注者に再生資源利用促進計画書を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の本件設計又は本件工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、共同企業体協定書によりこの契約書記載の本件設計及び本件工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、この契約を電子契約にて締結する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。また、電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとする。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 鹿児島市鴨池新町1番10号
氏 名 鹿児島市
水道事業及び公共下水道事業管理者
水道局長

印

受 注 者
(代表構成員)
住 所
商号又は名称
代表者氏名
適格請求書発行事業者登録番号

印

(構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

適格請求書発行事業者登録番号

印

(構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

適格請求書発行事業者登録番号

印

(構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

適格請求書発行事業者登録番号

印

(構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

適格請求書発行事業者登録番号

印

(構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

適格請求書発行事業者登録番号

印

(構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

適格請求書発行事業者登録番号

印

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(総則)	1
第4条	(関連工事の調整)	2
第5条	(事業工程表及び請負代金内訳書)	3
第5条の2	(適正な労務費の確保等)	3
第6条	(契約の保証)	4
第7条	(権利義務の譲渡等)	4
第8条	(著作権の譲渡等)	5
第9条	(著作権の侵害の防止)	5
第10条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	5
第11条	(下請負人の通知)	6
第11条の2	(下請負人の健康保険等加入義務等)	6
第12条	(特許権等の使用)	6
第13条	(本件設計に係る意匠の実施の承諾等)	6
第14条	(調査職員)	7
第15条	(統括責任者)	7
第16条	(管理技術者)	7
第17条	(本件設計に係る照査技術者)	8
第18条	(本件設計及び本件工事に係る地元関係者との交渉等)	8
第19条	(監督員)	8
第20条	(現場代理人及び主任技術者等)	8
第21条	(主任技術者等及び管理技術者の途中交代)	9
第22条	(工事関係者等に関する措置請求)	9
第23条	(工事材料の品質及び検査等)	10
第24条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	10
第25条	(支給材料及び貸与品)	10
第26条	(工事用地の確保等)	11
第27条	(モニタリング)	12
第28条	(募集要項等と業務内容が一致しない場合の修補義務)	12
第29条	(募集要項等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	12
第30条	(条件変更等)	12
第31条	(募集要項等の変更)	13
第32条	(本件設計に係る受注者の提案)	13
第33条	(本件設計及び工事の中止)	14
第33条の2	(著しく短い履行期間の禁止)	14
第34条	(受注者の請求による履行期間の延長)	14
第35条	(発注者の請求による履行期間の短縮等)	14
第36条	(履行期間の変更方法)	14

第37条	(請負代金額の変更方法)	15
第38条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	15
第39条	(臨機の措置)	16
第40条	(一般的損害)	16
第41条	(第三者に及ぼした損害)	16
第42条	(不可抗力による損害)	17
第43条	(請負代金額の変更に代える募集要項等の変更)	18
第44条	(検査及び引渡し)	18
第45条	(請負代金の支払い)	19
第46条	(部分使用)	19
第47条	(前金払及び中間前金払)	19
第48条	(保証契約の変更)	20
第49条	(前払金の使用等)	20
第50条	(部分払)	21
第51条	(部分引渡し)	21
第52条	(第三者による代理受領)	22
第53条	(前払金等の不払に対する設計又は工事の中止)	22
第54条	(契約不適合責任)	22
第55条	(発注者の任意解除権)	23
第56条	(発注者の催告による解除権)	23
第57条	(発注者の催告によらない解除権)	23
第58条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	25
第59条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	25
第60条	(受注者の催告による解除権)	26
第61条	(受注者の催告によらない解除権)	26
第62条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	26
第63条	(解除に伴う措置)	26
第64条	(発注者の損害賠償請求等)	27
第65条	(談合その他不正行為による損害賠償の請求)	28
第66条	(相殺)	29
第67条	(受注者の損害賠償請求等)	29
第68条	(契約不適合責任期間等)	29
第69条	(火災保険等)	30
第70条	(あっせん又は調停)	30
第71条	(仲裁)	31
第72条	(関係機関の行う検査及び監査)	31
第73条	(情報通信の技術を利用する方法)	31
第74条	(雑則)	31
第75条	(補則)	31
第76条	(特記事項)	31
第77条		32

【別紙資料】

別紙 1	要求水準又は提案内容未達の場合の措置.....	34
別紙 2	分別解体等の計画等.....	35

(目的)

第1条 この契約は、基本契約(第2条に定義する。)に基づき、発注者が実施する河頭浄水場(甲系統の浄水施設)更新事業(以下「本事業」という。)に係る設計及び建設工事請負契約を締結し、発注者と受注者が相互に協力し、整備対象施設(第2条に定義する。)を適正かつ円滑に設計・建設するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この契約における用語の定義は、本文(別紙を含む。以下同じ。)中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条及び本文中に定義されない用語で募集要項等に定義される用語は、募集要項等の例による。

- (1) 「この契約」とは、この契約書(頭書部分及び別紙を含む。以下同じ。)、募集要項等及び提案書を内容とする契約をいう。
- (2) 「基本契約」とは、発注者と受注者を含み構成される企業グループが令和●年●月●日付けで締結した河頭浄水場(甲系統の浄水施設)更新事業基本契約をいう。
- (3) 「募集要項等」とは、発注者が本事業の事業者募集のための公募に関して令和8年2月5日付けで公表した募集要項、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、提出書類作成要領及び様式集並びにそれらに関する質問回答書(技術的対話における回答並びにプレゼンテーション及びヒアリングでの質問回答を含む。)をいい、事業契約により変更された場合は変更後のものをいう。
- (4) 「要求水準書」とは、発注者が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答書をいう。
- (5) 「提案書」とは、受注者を含み構成される企業グループが令和●年●月●日付けで発注者に提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書の説明又は補足として受注者を含み構成される企業グループがこの契約の締結日までに発注者に提出したその他一切の文書をいう。
- (6) 「整備対象施設」とは、この契約に基づき整備される施設、設備及び備品等のすべてをいう。
- (7) 「成果物」とは、設計成果物及び工事目的物の総称をいう。
- (8) 「本件設計」とは、要求水準書に定める事前・事後調査業務及び設計業務をいう。
- (9) 「本件工事」とは、要求水準書に定める建設工事及び建設工事に伴う各種認可等の申請に係る業務をいう。
- (10) 「工事目的物」とは、本件工事の目的物をいう。
- (11) 「設計成果物」とは、本件設計による基本設計と詳細設計の一切の報告書(設計書、図面、各種検討書、各種計算書、調査報告、写真や資料等)をいう。

(総則)

第3条 発注者及び受注者は、この契約書及び基本契約に基づき、募集要項等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、頭書の契約金額(以下「請負代金額」という。)をもって、頭書の工期(以下「履行期間」という。)内に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、募集要項等及び提案書に示された工事の実施のための設計を行った上で、当該設計に基づいて工事をこの契約書記載の履行期間内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。

- 3 発注者は、募集要項等及び提案書に従い、その意図する設計成果物を完成させるため、設計に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い設計を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議が成立した場合を除き、設計成果物を完成するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。また、仮設、設計施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「設計施工方法等」という。)については、この契約書及び募集要項等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面又は当事者が合意する方法により行わなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 8 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 12 この契約書及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に関する紛争は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表構成員に対して行うものとし、発注者が当該代表構成員に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表構成員を通じて行わなければならない。
- 16 この契約書、基本契約書、募集要項等及び提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約書、基本契約書、募集要項等、提案書の順に優先して適用されるものとする。ただし、募集要項等と提案書の内容に差異がある場合は、提案書に記載された提案内容が募集要項等に記載された要求水準を上回るときに限り、提案書が募集要項等に優先して適用されるものとする。

（関連工事の調整）

- 第4条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び募集要項等に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調

整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(事業工程表及び請負代金内訳書)

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に募集要項等に基づいて、事業工程表を作成し、これを発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の事業工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は募集要項等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して事業工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 受注者は、本件設計の完了時に工事に関する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者へ提出しなければならない。

5 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

[注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

6 事業工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(適正な労務費の確保等)

第5条の2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

[注] 第1号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第2号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものと

する。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払いを保証する銀行又は発注者が
確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第64条第3項各号に規定する者によるこの契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物及び本件設計を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第23条第2項の規定による検査に合格したもの及び第50条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、発注者の承諾なく、設計成果物（未完成の設計成果物及び本件設計を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

第8条 受注者は、成果物(第51条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第9条までにおいて同じ。)又は設計成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章第3節及び第3章に規定する著作者の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、この条から第9条までにおいて「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。)を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 設計成果物又は工事目的物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 成果物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 工事目的物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

3 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

4 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

5 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

6 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

7 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(著作権の侵害の防止)

第9条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第10条 受注者は、本件設計の全部若しくはその主たる部分、又は本件工事の全部若しくはそ

の主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工事を、一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分等のほか、発注者が募集要項等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(下請負人の通知)

第11条 発注者は、受注者に対して、工事の一部を委任し、又は請け負わせた者（以下「下請負人」という。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第11条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、設計施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計施工方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(本件設計に係る意匠の実施の承諾等)

第13条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計成果物によって表現される工事目的物の形状等

について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、工事目的物に係る意匠の実施を承諾するものとする。

- 2 受注者は、工事目的物の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査職員)

- 第14条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する設計成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本件設計にする指示
 - (2) 募集要項等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 本件設計に関し、業務の進捗確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面又は当事者が合意する方法により行わなければならない。
 - 5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、募集要項等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(統括責任者)

- 第15条 受注者は、本事業の実施にあたり、設計業務、建設工事に至る事業全体を総合的に調整・管理する統括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。発注者の承諾を受け統括責任者を変更した場合も同様とする。

(管理技術者)

- 第16条 受注者は、本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第22条第2項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(本件設計に係る照査技術者)

- 第17条 受注者は、本件設計の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、第16条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(本件設計及び本件工事に係る地元関係者との交渉等)

- 第18条 本件設計及び本件工事において、受注者が行う業務に関する地元合意形成等の場合を除き、地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、発注者が行うべき当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。
- 3 本件設計及び本件工事において、受注者が行う業務に関する地元合意形成等の場合を除き、受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(監督員)

- 第19条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 募集要項等及び提案書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面又は当事者が合意する方法により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第20条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、募集要項等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人

(2) 主任技術者又は監理技術者（個別に又は総称して、以下「主任技術者等」という。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2第2項に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（主任技術者等及び管理技術者の途中交代）

第21条 受注者は、履行期間の途中で第16条に規定する管理技術者及び第20条に規定する主任技術者等を変更する場合、発注者と協議の上、当該技術者と同一の要件を満たす者を配置しなければならない。

（工事関係者等に関する措置請求）

- 第22条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面又は当事者が合意する方法により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 2 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者がその本件設計の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面又は当事者が合意する方法により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、調査職員又は監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面又は当事者が合意する方法により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第23条 工事材料の品質については、募集要項等に定めるところによる。募集要項等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、募集要項等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第24条 受注者は、募集要項等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、募集要項等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集要項等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第25条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具及び図面、並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具、その他この契約の履行に必要な物品等(以下、発注者が受注者に支給するものを「支給材料」といい、発注者が受注者に貸与するものを「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、協議により定める。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品等の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負

担において、当該支給材料又は貸与品等を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品等の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品等に種類、品質又は数量に関し瑕疵（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品等を引き渡し、支給材料若しくは貸与品等の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面又は当事者が合意する方法により、当該支給材料若しくは貸与品等の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品等の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、工事の完成、募集要項等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品等の使用方法が募集要項等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第26条 発注者は、工事用地その他募集要項等において定められた工事の施工上必要な用地（事業用地以外の工事に要する追加的用地を除き、以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（募集要項等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、募集要項等又は設計成果物の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受

注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(モニタリング)

第27条 発注者及び受注者は、本件設計及び本件工事の実施にあたり、募集要項等に従い、モニタリング基本計画及び今後策定するモニタリング実施計画に基づき、設計業務と建設工事のモニタリングを実施するものとする。

- 2 発注者は前項により要求水準又は提案内容の未達を確認したときは、別紙1「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」に従う措置を執るものとし、受注者はその措置に従うものとする。
- 3 「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」で定める違約金は違約罰であって、発注者の受注者に対するこの契約の規定による違約金の請求を妨げるものではなく、また、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(募集要項等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第28条 受注者は、本件設計の業務内容が、募集要項等、提案書又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補(受注者がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。)を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、又はその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められる場合には、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第29条 受注者は、工事の施工部分が募集要項等、提案書又は設計成果物に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第23条第2項又は第24条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集要項等、提案書又は設計成果物に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第30条 受注者は、本件設計及び本件工事の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項等、提案書又は設計成果物が一致しないこと。
 - (2) 募集要項等、提案書又は設計成果物に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等、提案書又は設計成果物の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の履行上の制約等設計成果物に示された自然的若しくは人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること、又は、工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 募集要項等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者又は監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、募集要項等の訂正又は変更を行い、若しくは設計成果物の訂正又は変更を受注者に指示しなければならない。この場合において、同項第 4 号又は第 5 号に該当することにより募集要項等を変更することとなるとき(工事目的物の変更を伴うこととなるときを除く。)は、受注者と協議してこれを行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計成果物の訂正又は変更が行われた場合、かつ、本件設計における注意義務を尽くした場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第 3 1 条 発注者は、必要があると認めるときは、募集要項等の変更内容を受注者に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、募集要項等の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

(本件設計に係る受注者の提案)

第 3 2 条 受注者は、募集要項等及び提案書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等及び提案書の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募集要項等及び提案書の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により募集要項等及び提案書が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(本件設計及び工事の中止)

第33条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件設計及び本件工事を実施できないと認められるときは、発注者は、中止内容を直ちに受注者に通知して、本件設計及び本件工事の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件設計及び本件工事の中止内容を受注者に通知して、本件設計及び本件工事の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により本件設計及び本件工事の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件設計及び本件工事の続行に備え一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の実施の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い履行期間の禁止)

第33条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この契約の履行に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件設計及び本件工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第34条 受注者は、天候の不良、第4条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本件設計及び本件工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面又は当事者が合意する方法により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第35条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第36条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始

の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 34 条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、第 35 条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 70 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第 71 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法）

第 37 条 請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議し合意の上定める。

- 2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 発注者は、前項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 70 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第 71 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 38 条 発注者又は受注者は、履行期間内でこの契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。なお、提案時の費用の積算の前提となる指標は令和 7 年 10 月 1 日時点のものを参照するものとし、初回の請負代金額の変更に当たっては、その時点を開始とする。再度請負代金額の変更を行う場合は、前回改定時に用いた指数を参照するものとする。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第70条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第71条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(臨機の措置)

- 第39条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者又は監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者又は監督員は、災害防止その他本件設計及び本件工事の実施に関して特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第40条 設計成果物又は工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件設計及び本件工事の実施に関して生じた損害(第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第41条 本件設計及び本件工事の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件設計及び本件工事の実施に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者が

その損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件設計及び本件工事の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他本件設計及び本件工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第42条 設計成果物又は工事目的物の引渡し前に、天災等（募集要項等で基準を定めたものにあつては、当該基準を越えるものに限る。）の発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものでかつ、損害の回避が不可能な事象（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される本件設計の出来形部分（以下この条及び第63条において「本件設計の出来形部分」という。）という）、作業現場に搬入済みの調査機械器具、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第69条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（本件設計の出来形部分、作業現場に搬入済みの調査機械器具、工事目的物等であつて第23条第2項、第24条第1項若しくは第2項又は第50条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本件設計及び本件工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する本件設計及び本件工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算出する。

- (1) 設計成果物又は工事目的物に関する損害

損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 本件設計の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (4) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件設計及び本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物及び工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える募集要項等の変更)

第43条 発注者は、この契約書の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第44条 受注者は、本件設計を完了又は本件工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定により本件設計の完了に関する通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、本件設計の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、特別の理由により受注者の承諾を受けたときは、15日以内に検査を完了することができる。
- 3 発注者は、本件工事の完成に関する通知を受けたときは、第1項の規定により通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、本件工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得て、21日以内に検査を完了することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、第2項及び第3項の検査によって本件設計を完了又は本件工事の完成を確認した後、受注者が設計成果物又は工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物又は工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物又は工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、本件設計又は本件工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件設計の完了又は本件工事の完成とみなして、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第45条 受注者は、第44条第2項及び第3項(同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本件設計の完了に関する請求があったときは、請求を受けた日から30日以内、本件工事の完成に関する請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第44条第2項及び第3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超える日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第46条 発注者は、第44条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、設計成果物及び工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により設計成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第47条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、この契約書記載の本件設計及び本件工事の完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、本件設計にあつては請負代金額の10分の3以内、本件工事にあつては、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金(前

払金のうち、この項の規定により支払を請求できる前払金をいう。以下同じ。) に関し、この契約書記載の本件設計及び本件工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、本件工事における請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額より、本件設計にあつては 10 分の 3、本件工事にあつては 10 分の 4（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、本件設計にあつては減額後の請負代金額の 10 分の 4、本件工事にあつては減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額されたその日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に本件設計に関して第 51 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 48 条 受注者は、第 47 条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 49 条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）を本件設計及び本件工事の材料費、労務費、

外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件設計及び本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、本件工事における前払金の100分の25を超えない範囲で、前払金を本件工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本件工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受注者は、中間前払金を本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第50条 受注者は、本件工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第23条又は第24条の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては募集要項等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、請求回数については、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times （9/10－前払金額/請負代金額）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第51条 設計成果物又は工事目的物について、募集要項等、提案書及び設計成果物において本件設計又は本件工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の設計又は工事が完了したときについては、第44条中「本件設計」とあるのは「指定部分に係る本件設計」と、「本件工事」とあるのは「指

定部分に係る本件工事」と、「設計成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、「工事目的物」とあるのは、「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第45条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第45条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第45条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

(第三者による代理受領)

第52条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第45条(第51条において準用する場合を含む。)又は第50条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する設計又は工事の中止)

第53条 受注者は、発注者が第47条、第50条又は第51条において準用される第45条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件設計及び本件工事の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面又は当事者が合意する方法により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本件設計及び本件工事の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件設計及び本件工事の続行に備え、工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件設計及び本件工事の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第54条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金

の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 設計成果物、工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第55条 発注者は、本件設計及び本件工事が完了するまでの間は、この契約書の他の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第7条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本件設計及び本件工事に着手すべき期日を過ぎても本件設計及び本件工事に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本件設計及び本件工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第16条又は、第20条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第7条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、この契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (7) この契約の設計成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第56条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第60条又は第61条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務や建設工事等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第57条の2 発注者は、この契約書の他の規定によるほか、本事業に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が独占禁止法の規定に違反したとして、同法第7条第1項若しくは同法同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同

法第8条の2第1項若しくは同法同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき(当該排除措置命令が、事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、事業者団体ではなく構成員に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。)

- (2) 受注者が、独占禁止法の規定に違反し、又は受注者を構成員とする事業者団体が独占禁止法の規定に違反したとして、同法第7条の2第1項(同法同条第2項及び同法第8条の3において準用する場合を含む。)、同法第7条の9第1項若しくは同法同条第2項又は同法第20条の2から第20条の6までの規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、前2号に規定する独占禁止法の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟(以下「抗告訴訟」という。)を同法第14条に規定する出訴期間(以下「出訴期間」という。)内に提起しなかったとき。
- (4) 受注者が、前号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- (5) 受注者が、第3号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決(第1号又は第2号の命令の全部を取り消すものを除く。)が確定したとき。
- (6) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条の規定、又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第58条 第56条各号又は第57条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第56条又は第57条の規定によるこの契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第59条 第6条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第56条各号又は第57条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、本件設計及び本件工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
- (2) 本件設計履行債務及び本件工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が実施した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
- (4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（受注者が実施した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第60条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第61条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第31条の規定により募集要項等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第33条の規定による本件設計及び本件工事の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件設計及び本件工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第62条 第60条又は第61条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第63条 この契約が解除された場合には、第3条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第51条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、この契約が本件設計の完了及び本件工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払にお

いて償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条、第57条、第57条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第55条、第60条又は第61条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が本件設計の完了及び本件工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が本件設計の完了及び本件工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本件設計の完了及び本件工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第56条、第57条、第57条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第55条、第60条又は第61条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件設計の完了及び本件工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第64条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に本件設計の完了及び本件工事を完成することができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 第56条、第57条又は第57条の2の規定により、設計成果物の引き渡し及び工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第56条又は第57条の規定によりこの契約の履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 設計成果物の引き渡し及び工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約書及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分及び出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額とする。
- 6 第2項の場合（第57条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による損害賠償の請求）

- 第65条 受注者が第57条の2各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金額として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本件設計の完了及び本件工事が完成した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第57条の2第1号の排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合
- (2) 第57条の2第6号に該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- (3) その他発注者が特に認めた場合
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額

を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

4 第64条第6項の規定は、第1項の損害賠償金に準用する。

5 受注者が第1項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

第66条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(受注者の損害賠償請求等)

第67条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約書及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第60条又は第61条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第45条第2項(第51条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約(変更契約を除く。)の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第68条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第44条第5項又は第6項(第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者

に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の契約不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が募集要項等の記載内容、支給材料の性質、貸与品等の性状又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載、材料、貸与品又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第69条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を募集要項等に定めるところ又は発注者の指示に従い火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

- 第70条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法第25条の規定による鹿児島県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、統括責任者の職務の執行に関する紛争、管理技術者の職務の執行に関する紛争、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者、その他受注者が工事を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の実施又は管理に関する

紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 22 条第 4 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 6 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 4 項若しくは第 6 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 7 1 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第 70 条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(関係機関の行う検査及び監査)

第 7 2 条 受注者は、完成検査後であっても関係機関の行う検査又は監査に当たり、これに立ち会うものとし、当該検査又は監査において破壊された部分の復旧に要する費用を負担するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 7 3 条 この契約において書面又は当事者が合意する方法により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面又は当事者が合意する方法による交付に準ずるものでなければならない。

(雑則)

第 7 4 条 この契約書に基づく受注者の発注者に対する届出、通知書等の様式は、発注者の定めるところによる。

(補則)

第 7 5 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、全当事者が協議して定めるものとする。

(特記事項)

第 7 6 条 各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和 9 年度	円
令和 1 0 年度	円
令和 1 1 年度	円
令和 1 2 年度	円
令和 1 3 年度	円
令和 1 4 年度	円
令和 1 5 年度	円
令和 1 6 年度	円

令和17年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円
令和14年度	円
令和15年度	円
令和16年度	円
令和17年度	円

3 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 受注者は、発注者に対して第47条第1項の規定による前払金の支払いを請求するときは、各会計年度における出来高予定額の10分の4以内の額をもって行うものとする。

5 受注者は、発注者に対して第47条第4項の規定による中間前払金の支払いを請求するときは、各会計年度における出来高予定の10分の2以内の額をもって行うものとする。

第77条 第50条第6項中「前払金額」とあるのは「当該会計年度の前払金額（中間前払金を含む。）」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」とする。

【別紙資料】

(別紙1) 要求水準又は提案内容未達の場合の措置

1 要求水準又は提案内容未達の場合の措置の手順等

(1) 是正勧告

発注者は、本件設計及び本件工事に係るモニタリングの結果、募集要項等又は提案書の内容の全部又は一部が未達成と判断される事象が発生した場合(以下「契約内容未達」という。)、受注者に対して是正勧告を行う。

受注者は、是正勧告に従い速やかに是正措置を行い、発注者に是正措置の結果を報告(以下「報告」という。)するものとする。

発注者は、報告を受けた場合には是正措置の結果の確認を行う。

(2) 是正命令

発注者は、是正勧告を行っても是正措置がされていないと判断した場合、是正措置期限を定めて、受注者に対して是正命令を行う。

受注者は、是正命令に従い是正措置を行い、発注者に報告するものとする。

発注者は、報告を受けた場合、又は是正処置期限が過ぎた場合は、是正措置の結果の確認を行う。

(3) 違約金

受注者は、是正措置がなされていないと発注者が判断した場合は、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

この場合、受注者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、総合評価点が事業契約締結時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(別紙2) 分別解体等の計画等

課長	場長	長	監督員

令和 年 月 日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水道局長 殿

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

説 明 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1 工事の名称 _____

2 工事の場所 _____

3 説明内容 添付資料のとおり

4 添付資料

- (1) 別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
- 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

- (2) 別紙 (別紙1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
- 別紙1 (建築物に係る解体工事)
 - 別紙2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別紙3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

(3) 工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当箇所に「レ」を付すること。

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 _____年、棟数 _____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 _____m その他()		
建築物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 □有 □無 その他()		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	□有 () □無		
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) □有 特定建設資材への付着(□有 □無) □無		
	フロン(フロン排出抑制法)	□有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) □無		
その他				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 □有 □無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 □有 □無	
	④屋根		屋根の工事 □有 □無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 □有 □無	
⑥その他()		その他の工事 □有 □無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係(解体・維持・修繕のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿規則) <input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(建築物に係る解体工事である場合)

別紙 1

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・内装材 等	建築資材・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造 部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用 (直接工事費)

円 消費税及び地方
消費税の額を含
まない金額

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用 (直接工事費)

円 消費税及び地方
消費税の額を含
まない金額

- (注) ・運搬費を含む。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)である場合)

別紙 3

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

円 消費税及び地方
消費税の額を含
まない金額

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

円 消費税及び地方
消費税の額を含
まない金額

(注) ・運搬費を含む。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。